

第4章

まとめと提言

第4章 まとめと提言

福島幸宏（慶應義塾大学）

1 調査研究事業の概要

全国公共図書館協議会（全公図）では、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3か年、「公立図書館における電子図書館サービス」に関する調査研究事業を進めてきた。公立図書館を取り巻く情報環境が劇的な変化を遂げているなかで、2001（平成13）年度から2002（平成14）年度にかけて実施された「公立図書館における電子図書館のサービスと課題」をテーマとした調査研究以来、実に20年ぶりとなるデジタル分野を対象とした全公図の調査研究事業となった。

まず、本調査における「電子図書館サービス」の定義を述べておく。「電子図書館サービス」と言えば、概ね「電子書籍をライセンス契約に基づき貸出提供するサービス」と理解されるであろう。しかし、本調査においては、より包括的な視点から「図書館が収集、契約または利用登録することにより、利用者が資料や情報にアクセスできるサービス全般」と定義した（ただし、CD-ROMやDVD等のパッケージ系資料は除く）。この定義の下、本調査研究では「デジタルアーカイブ」「電子書籍サービス」さらに「有料（商用）オンラインデータベース（以下、「商用データベース」という。）」を調査対象とした。また、2024年度刊行の「公立図書館における電子図書館サービスに関する実態調査報告書」（以下、「2024年度報告書」という。）と本報告書「公立図書館における電子図書館サービスに関する報告書」（以下、「2025年度報告書」という。）とも、その前提として、電子図書館サービス全般、デジタル資料の収集・作製・公開についても触れている。そのため、本調査研究事業は、公立図書館の「電子図書館サービス」の実態の全容を把握し、今後の指針を提示する意義を持っている。

なお、調査対象は、図書館法第2条第2項の地方公共団体が設置する公立図書館である。また、複数館設置されている場合には、自治体内の全ての館の内容をとりまとめ、分館等のサービス実態も踏まえた回答として、1自治体1館の回答とした。回収率はほぼ100%に達し、全数調査に近い調査を実施することができた。なお、回答は2023（令和5）年度末（2024年3月31日）現在の状況、実績とした。

2 電子図書館サービス全般の状況

まず、電子図書館サービス全般についてまとめる。市区町村立図書館を対象とした調査では、電子書籍サービス、デジタルアーカイブ、商用データベースのいずれのサービスも提供していない自治体が全体の39.9%にのぼるという結果となった。一方、都道府県立図書館においては、46都道府県がデジタルアーカイブを運営、さらに全館が商用データベースを提供しており、利用件数も多い傾向にある（2024年度報告書、p.15、p.18）。

また、現在サービスを提供しているか否かにかかわらず、将来的に電子図書館サービスを新設または拡張する予定があるのかを質問した。その結果、都道府県および市区町村の双方において、全自治体の約 6 割が「現時点において電子図書館サービスをさらに拡張する予定はない」と回答した（2024 年度報告書、p.16）。未実施の自治体においては、導入に向けた検討が進められると予想されていたが、実際には現状の未実施状態を維持するという回答が多数を占めた。

特に、小規模な図書館においては、初期導入費用および継続的な運営費用を捻出することが困難であり、サービス提供の大きな障壁となっている。例えば図書館費が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の規模層の市区町村立図書館においては、47.2%がデジタルアーカイブ未実施の理由として「予算の不足」を挙げている（2025 年度報告書、p.24）。人員体制の観点からも、兼任職員のみで運営されている図書館や総職員数が少ない図書館では、電子行政等資料の公開・提供や、所蔵資料のデジタル化作業に割く人的余力が存在しないことが明白となっている（2025 年度報告書、p.41、p.46）。また、ノウハウの不足も課題としてあげられている（2024 年度報告書、p.22、p.34）。これらの課題は公立図書館のみならず、博物館、公文書館、大学等の社会教育・文化施設全体に共通するものと言えよう。なお、以下の点にも注目したい。電子書籍サービスを提供していない理由として、都道府県・市区町村ともに約 3 割の自治体が「紙の資料を重視している」ことを挙げている。さらに、「来館型サービスを重視している」という回答も、都道府県で 15.0%、市区町村で 23.9%に達している（2024 年度報告書、p.24）。とりわけ人口 1 万 5 千人未満の小規模自治体においては、「来館型サービス重視」が 41.8%、「利用者のニーズがない」という判断が 52.5%に達するなど高い割合を示している（2025 年度報告書、p.28）。

次に民間ベンダーが提供する商用データベースの導入状況を見ると、新聞記事データベースや総合百科事典の導入率が高い一方で、提供されているデータベースの分野に偏りが存在することが明らかとなった。「科学情報」「医学・医療関係情報」「農業情報」などの専門分野データベースを提供する図書館が少数にとどまっているのである（2024 年度報告書、p.19）。この背景には、既存の紙資料の蔵書構成において文学や一般教養書が多数を占めてきた歴史的経緯に加え、ベンダー側が公立図書館向けに提供するパッケージの課題も指摘できよう。しかしながら、鳥取県立図書館では、県内の全市町村立図書館と連携して農山漁村文化協会の農業データベースである「ルール電子図書館」を一括導入している。このデータベースは、農業従事者のみならず県民の園芸・食生活・地域産業振興にも利活用できるものとなっている。商用データベースの一層の導入や偏りの解消には、図書館界からのベンダーに対する働きかけと、都道府県単位等での広域的な契約モデルの構築が不可欠である。

3 デジタル資料の収集・作製・公開をめぐる実態

社会全体の情報流通が紙媒体からデジタル媒体へと移行する中、当初からデジタル形式で作成・発行されるポーンデジタル資料や、自治体の公式ウェブサイト上で電子情報として

のみ公開される行政資料の割合が急速に増大している。しかしながら、公立図書館におけるボーンデジタル資料および電子行政資料の収集体制は極めて脆弱であり、情報の散逸・消失の深刻な危機に瀕している。自治体の各課（原課）においては、古い情報が住民の誤解を招くことを防止する観点やサーバー容量の制限、あるいは人事異動に伴うファイル整理等の理由により、ウェブサイト上の過去情報やファイルを定期的に削除する傾向が強い。図書館などの保存機関が意図的かつ網羅的に収集・保存を行わない限り、自治体の重要な公的記録や地域資料は失われることとなる。国立国会図書館の Web アーカイビング事業（WARP）や民間のインターネットアーカイブ（Internet Archive）等による収集活動も存在するが、巡回頻度の限界や階層の深い PDF ファイル、スクリプトで生成されるコンテンツの取得漏れ等が存在するため、十分な保存には程遠い。

そのような状況の中、本調査において、電子行政資料やボーンデジタル資料を収集・保存していないと回答した割合は、市区町村立図書館で実に 92.1%、都道府県立図書館でも 38.3% になっている（2024 年度報告書、p.26）。収集を行っていない具体的な理由としては、市区町村においては「職員の専門知識が不十分」が 39.8%、「行政機関の理解・協力が不十分」が 13.4% となっている。より深刻なのは、発行状況そのものを把握できていないとする回答が、都道府県で 6 割弱、市区町村で 4 割強に達している点である。どのような情報が失われているかも確認できない状態となっているのである（2024 年度報告書、p.28）。

また、デジタル資料の公開・提供にあたって不可欠となる著作権制度に対する理解と対応体制についても調査を行った。収集・公開の優先順位を設定する際、「著作権の保護期間が満了した資料（パブリックドメイン資料）」を優先的に公開対象とすると回答した割合は、都道府県立図書館では 42.9% に達しているのに対し、市区町村立図書館では 16.8% にとどまっている（2024 年度報告書、p.50～p.51）。この背景には、著作権法に関する専門的知識の不足や、権利関係の調査・確認作業に伴う業務負担があるだろう。図書館界として著作権処理や権利確認のノウハウを一層共有し、使いやすいガイドラインを整備していくことが必要であろう。

また、図書館が所蔵する地域資料をデジタル化し、デジタルコンテンツの作製を持続的に推進するためには、一定の予算確保が不可欠である。しかしながら、本調査における実態分析によれば、全体の図書館費や資料購入費の中で、資料のデジタル化に割り振られている予算の割合は極めて僅少であることが判明した。都道府県立図書館においては、資料費のうち 5.2% をデジタル化予算に充当しているが、市区町村立図書館においては 2.1% で、実際には予算を充当していないという回答も多数を占めている（2025 年度報告書、p.46）。20 世紀末までは、社会に流通する情報の大部分が紙に印刷された形態であったため、紙媒体の購入・運用に予算を投入するモデルが合理的であった。しかし、一般市民が日常的にインターネットを利用するようになって 30 年が経過した今日、公的文書や行政統計、地域情報の大部分はデジタル形式で流通している。社会全体の情報流通の構造が根本的に変化しているにもかかわらず、図書館の予算構造が従来のものであることは指摘せざるを得ない。

なお、作成したデジタルデータに対して、保存対策を特に行っていないという回答が都道府県で 48.8%、市区町村で 65.4%に上っている（2024 年度報告書、p.52）。これは衝撃の数字で、紙資料であれば野外に放置している状態に等しい。紙資料の書庫の管理と同等に、データチェック、マイグレーションの実施等を計画的に実施し、収集・作製の努力を無駄にしない取り組みが求められる。

また、以下の点にも注目したい。デジタル資料や行政資料の収集が進まない理由を質問したところ、市区町村立図書館のうち 7.1%が「デジタル化するような資料がない」と回答した（2024 年度報告書、p.22）。しかし、いかなる地域であっても、その歴史、産業、文化、住民活動、地理等に関わる固有の地域資料は必ず存在している。それらの資料を発見し、収集・保存して地域社会や将来世代と共有することは、公立図書館の根幹の使命である。にもかかわらず「デジタル化するような資料がない」という回答がそれなりの比率であった事実は、地域の知的資源の発掘・把握が十分に行われていない現状を映し出していると言えよう。

4 デジタルアーカイブの状況

本項ではデジタルアーカイブについて述べる。都道府県立図書館においてはほぼすべての館がデジタルアーカイブを整備・公開しており、都道府県レベルの図書館におけるデジタルアーカイブは標準的なサービスとして定着したと言えるだろう。これに対して市区町村立図書館においては全体の 19.3%にとどまっている（2024 年度報告書、p.15）。

本調査における興味深い発見として、デジタルアーカイブの更新頻度と年間アクセス数との間に有意な正の相関関係が認められなかった、という点が指摘できる（2025 年度報告書、p.52～p.53）。一般のウェブサイトや動画配信サービス、SNS 等においては、アクセス数を維持・拡大するために日々コンテンツを更新することが決定的な要素となる。しかし、コンテンツの追加や更新が少ないデジタルアーカイブであっても、継続的かつ安定したアクセス数を維持している実態が示された。公立図書館のデジタルアーカイブに搭載されているコンテンツが、長期的な利活用に耐えうるロングテールとして評価できると言えよう。この典型的な事例として、2020（令和 2）年の新型コロナウイルス感染症拡大期において大いに注目された京都大学貴重資料デジタルアーカイブの「アマビエ」画像が挙げられる。当該資料は以前からデジタル化され公開されていたものであったが、突如として全国的な注目を集め、莫大なアクセスと二次利用の事例を生み出すに至った。このように、知識資源をデジタル空間に確実に蓄積・保存しておくこと自体が、将来において計り知れない社会的価値を発揮するのである。

図書館がデジタルアーカイブを構築する目的や動機としては、「非来館型サービスの充実」（都道府県 90.7%、市区町村 51.4%）、「資料保存と利用の両立」（都道府県 97.7%、市区町村 83.0%）、「調査研究への貢献」（都道府県 81.4%、市区町村 62.4%）、「資料の存在を示すことによる館の認知度向上」（都道府県 55.8%、市区町村 35.3%）などが上位に挙げられた（2024 年度報告書、p.70）。特に来館困難者や遠隔地の市民・研究者に資料を届ける非来

館型サービスはその動機として重要であろう。また、国や地方自治体などによる各種の補助金・交付金事業の活用が構築のきっかけとして重要である（2024 年度報告書、p.71）。過去においては緊急雇用対策事業費や、2010（平成 22）年度の「住民生活に光をそそぐ交付金」が多数の図書館におけるデジタル化の起爆剤となった。近年では「デジタル田園都市国家構想交付金」などのデジタル振興補助金を活用してシステム構築を進める事例が見られる。また、総合計画・ICT 推進など、首長などの方針を契機として予算を獲得し、構築へと踏み出す事例もある。

また、デジタルアーカイブを公開する上で、利用者がコンテンツをどのような条件で利用できるかを示す利用規約やライセンスの提示は、二次利用促進の観点から重要である。デジタルアーカイブに関する各種のガイドラインにおいても、利用条件の明示は最優先事項として推奨されている。しかしながら、本調査によると、公開されているデジタルアーカイブのうち、利用規約を整備していない館が都道府県立図書館で 5 分の 1、市区町村立図書館においては実に半数にのぼることが判明した（2024 年度報告書、p.61）。さらに、国際的に汎用されているクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）等の標準的なライセンスを付与して利用条件を明示している館は、都道府県で 44.2%、市区町村ではわずか 17.3%にとどまっている（2024 年度報告書、p.64）。また、また市区町村立図書館では利用促進のための具体的な広報・イベント等の取り組みを半数以上の館が行っておらず、活用状況の把握を行っていない館も 49.5%となっていた（2024 年度報告書、p.82～p.83）。

一方で、先進的な取り組みを行う図書館においては、デジタルアーカイブのデータを活用した WEB 展示や館内展示、地域の歴史講座やワークショップ、さらには小中学校・高校等の教育現場に対する出前授業やコンテンツ提供が実施されている。とりわけ GIGA スクール構想によって一人一台端末が整備された学校現場においては、信頼できる地域学習コンテンツへの需要が著しく高まっている。デジタルアーカイブを教育や地域活動と結びつけるアウトリーチ活動は不可欠であろう。

5 電子書籍サービスの展開

近年の導入拡大の背景に、2019（令和元）年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）と 2020（令和 2）年からの新型コロナウイルス感染症のパンデミック（コロナ禍）という 2 つの社会的インパクトがあることは自明であろう。この点も本調査の結果に表れている。デジタルアーカイブの構築においてコロナ禍を直接のきっかけとした回答は少なかったのに対し、電子書籍サービスにおいては、感染拡大に伴う図書館の臨時休館時における非来館型代替サービスとして緊急的に導入されたとの回答が都道府県で 63.0%、市区町村で 51.3%にのぼる（2024 年度報告書、p.71、p.91）。さらに、読書バリアフリー法は、公立図書館におけるアクセシビリティ対応を法的に打ち出した。テキストの拡大、音声読み上げ、色調の調整などが容易な電子書籍は、障害者、高齢者、入院患者、遠隔地在住者などにとって必須のサービスとなりつつある。

電子書籍サービスを導入した市区町村立図書館に実務的効果について質問した結果、最も高い割合を示したのが「返却作業が不要であること」（82.4%）であった。紙の書籍を運用する際のバックヤード業務が発生しない点は、現場の省力化をもたらしている。次いで「延滞督促作業が不要になること」「いつでも貸出・返却が可能になること」「配架スペース（書庫）が不要であること」などが上位に挙げられている。また、「検索性の高さ」を効果として挙げる割合は、都道府県立図書館で6割弱に達したのに対し、市区町村立図書館では2割弱にとどまった（2024年度報告書、p.102）。この差は、都道府県と市区町村で、それぞれ契約している電子書籍プラットフォームの機能や導入コンテンツの違いに起因していると推測される。

導入して良かったコンテンツの種類としては、「辞書・事典類」において都道府県と市区町村との間に意識差が見られた（2024年度報告書、p.105）。市区町村向けの商用パッケージには辞書・事典類が含まれていないケースが多く、効果を実感しにくい環境にあることが背景にあると考えられる。また、「外国語コンテンツ」についても、外国人住民の増大や多文化サービスへの需要に対して導入実績が著しく低く、今後解決すべき課題として残されている（2024年度報告書、p.104）。

電子書籍サービスの普及活動としては、自館ホームページへの掲載、SNSでの発信、館内でのポスター・チラシ掲示などが挙げられる。しかし、これらの広報にとどまらず、利用率を向上させるためには体験型のデモイベントや積極的なPR活動が必要である。都道府県立図書館では4割強が館外でのデモや展示を実施しているが、市区町村立図書館では未だ限定的である（2024年度報告書、p.112）。また、広報にあたっては図書館単独で行うのではなく、自治体の広報誌や他部署（福祉・教育・広報等）と連携した多角的な周知が有効であろう。

学校現場との連携においては、児童・生徒へのID付与が進みつつあるが、学校司書や司書教諭などに対してIDが必ずしも発行されていないと読み取れる（2024年度報告書、p.109）。学校司書や司書教諭が電子書籍端末を操作し、授業等で活用できる環境が整わなければ、児童・生徒への普及は進まない。出前授業や研修会、教職員向けID発行をパッケージ化した組織的な学校連携施策の確立が望まれる。

6 12の事例にみる多様なアプローチ

本調査研究事業においては、全国調査委員の推薦に基づき、12の公立図書館・自治体の事例報告が付されている。これらはいずれも、電子図書館サービスを構築・運用するための貴重な事例となっている。以下、それぞれについて筆者の観点から短く解題を述べる。

6.1 県立長野図書館：全市町村参加の協働型プラットフォーム（2025年度報告書、p.83～p.85）

長野県においては、広域的なデジタル基盤である「信州デジタルコモンズ」の構築に続き、県内全77市町村が参加する電子書籍共有プラットフォーム「デジとしょ信州」を立ち上げ

た。ここでは、システムの導入費用および年間ライセンス料を県が負担し、各市町村はそれぞれの予算規模に応じたコンテンツ購入費を拠出するモデルを採用している。

単独でシステム利用料を支払うことが困難な小規模町村であっても、この協働プラットフォームに参画することで、電子書籍サービスを住民に提供することが可能となった。準備段階で丁寧な協議を重ね、合意形成を果たした長野県の取り組みは、全国の都道府県立図書館が果たすべき広域支援の新しいモデルとして高く評価されている。今後は郷土資料等のプラットフォームとしての発展も期待される。

6.2 菊池市中央図書館（熊本県）：地域資料担当職員と広域圏域連携の融合（2025 年度報告書、p.86～p.87）

菊池市では、専任の郷土資料担当職員が中心となり、「菊池市デジタルアーカイブ」を展開している。地域資料担当職員が、デジタル事業の企画・運用を担当することで、資料への正確なメタデータ付与やコンテンツの発信がスムーズに実現されている。

さらに、単独でのサービス提供にとどまらず、「きくち圏域」として近隣の市町（合志市、大津町、菊陽町）と広域連携を行って、電子書籍サービスを一体的に共同運営している。各自治体がそれぞれの予算に応じて選書を行い、圏域全体の住民が相互にコンテンツを利用できる仕組みを構築しており、市町村レベルにおける圏域単位の協働モデルとして注目を集めている。

6.3 神奈川県立図書館：庁内機関連携と内製アーカイブ構築（2025 年度報告書、p.88～p.89）

神奈川県では、県庁内の「県政情報センター」、歴史的公文書を運用する「県公文書館」、そして「県立図書館」の3機関が連携し、「神奈川県行政資料アーカイブ」を構築・運営している。

本事例の特徴は、検索システムやデータベースを、業者委託を行わず、職員による内製で構築している点にある。庁内連携によって行政資料の電子資料（ボーンデジタル PDF 等）を自動・手動で収集し、内製システムによって低コストかつ迅速に検索・提供する体制を確立しており、自治体内部の知的資源を集約・公開する有力なモデルとなっている。

6.4 静岡県立中央図書館：県内の自治体を含めた行政資料の自動収集（2025 年度報告書、p.90～p.91）

静岡県立中央図書館では、自治体ウェブサイト上に掲載された行政資料が年々失われていく危機に対処するため、県及び県内全 35 市町の公式ウェブサイトを毎月 1 回交互に自動巡回し、掲載されている行政資料の PDF ファイルを機械的に自動収集・保存するシステムを自前で開発・運用している。

現在の収集件数は 40 万件以上に達し、今後も年 15 万件ペースで増加していく見込みである。行政資料の収集業務を自動化することで、人的コストをかけずに県域の行政資料を網羅的に保存できる状況となっている。現在は権利処理や公開方法の整理段階にあるが、膨大な PDF 群に対して AI 技術等を適用することで、自動メタデータ生成や全文検索を実現す

る可能性があり、全国の都道府県立図書館の先進事例となりうる。

6.5 愛荘町立図書館（滋賀県）：多様な地域資料の収集（2025 年度報告書、p.92～p.93）

愛荘町立図書館は、人口規模が決して大きくない町立図書館でありながら、「あいしょうデジタルライブラリー」を通じて多様な地域資料のデジタル公開を行っている。

また、特筆すべき点は、古文書や郷土資料のみならず、地域の街並みや生活風景を捉えたスナップ写真、地域で過去に放送された有線放送の音源、新聞の折り込みチラシなど、多様な地域資料を意図的に収集・電子化している点にある。著作権やプライバシーの観点から WEB 上に公開できないコンテンツについては、館内専用端末で閲覧するなどの運用を行っている。本事例は、地域資料の多様な保存・公開が、自治体の規模にかかわらず取り組み方次第によって可能であることを示している。

6.6 群馬県立図書館：都道府県による市町村デジタル化支援（2025 年度報告書、p.94～p.96）

群馬県立図書館では、自館が所蔵する資料のデジタル化にとどまらず、「県域化事業」として県内市町村立図書館が所蔵する地域資料のデジタル化を支援している。

市町村が所蔵する地域資料を県立図書館が預かり、県費で高精細スキャンおよびデータ作成を行い、それを「群馬県立図書館デジタルライブラリー」上に掲載して全国に公開している。これにより、資金やノウハウを持たない小規模な市町村図書館であっても、自館の地域資料を費用負担なくデジタル公開することが可能となった。都道府県立図書館が行うべき市町村支援の新しいモデルと位置付けられる。

6.7 野田市立図書館（千葉県）：制約のなかでのシステム構築（2025 年度報告書、p.97～p.98）

野田市立図書館では、デジタルアーカイブ専用システムの導入予算や外部委託費用が確保出来ないという厳しい制約の中で、職員のアイディアと工夫によって「電子資料室」を内製構築・公開している。

同館では、コンパクトデジタルカメラや通常のオフィス用複合コピー機を用いて資料画像を作製している。そのコンテンツを内製で制作したウェブページに組み込み、公開を行っている。職員の意欲・技術と身近な機材の活用によってデジタルアーカイブの構築が可能であることを示した実践例である。一方で、特定の職員に依存するリスク（属人化）をどのように解消するか、今後の検討課題となろう。

6.8 福井県立図書館：三館複合施設連携と OPAC との連動（2025 年度報告書、p.99～p.100）

福井県立図書館は、「県立図書館」「県立文書館」「県立文学館」の複合文化施設である。この強みを活かしてシステムを構築・運用しているのが「デジタルアーカイブ福井」である。本システムは文書館が中心となってシステムを整備し、県内市町村の地域資料も幅広く掲載している。

さらに同館では、デジタルアーカイブと蔵書検索システム（OPAC）を連動させている。利用者が OPAC で郷土資料や人物文献を検索すると、その資料がデジタル化されているか

どうかが表示され、そのままデジタルアーカイブのコンテンツにアクセスできる設計となっている。資料の検索性と発見性を高めるためのシステム構築の事例と言えよう。

6.9 大阪市立図書館：オープンデータ化と市民協働（2025 年度報告書、p.101～p.102）

大阪市立図書館は、「大阪市立図書館デジタルアーカイブ」を長年にわたり運用している。また早期からコンテンツの「オープンデータ化」も行っている。その結果、同館のデジタル画像は、おもちゃのデザインや食品のパッケージなど、商業製品やクリエイティブ活動に広く活用されている。

さらに同館では、市民に地域の記憶を語り直してもらい、それを図書館の資料と結びつけながらデジタル記録として蓄積していく「思い出のこし」事業を展開している。これは専門家だけでなく市民全員で歴史を記録・共有する「パブリック・ヒストリー」の実践でもあり、利活用者や地域住民との新しい協働の形を示している。

6.10 愛媛県立図書館：近世以前の歴史資料の手堅いデジタル化（2025 年度報告書、p.103～p.104）

愛媛県立図書館のデジタルアーカイブは、同館が所蔵する藩政期から明治末期までの貴重な古文書、絵図、和古書などの歴史資料を中心に、堅実かつ継続的なデジタル化と公開を推進している事例である。

広大な県域を持つ愛媛県において、貴重な地域資料をデジタル化して WEB 公開することは、県立図書館まで物理的に距離のある県民や研究者に対する情報アクセスの保障として機能している。今後は県立の他の文化施設や市町村との連携を強化することで、一層の広がりが期待される。

6.11 佐賀県立図書館：パブリックドメイン化と持続的な体制（2025 年度報告書、p.105～p.106）

佐賀県立図書館は、長年にわたりデジタルアーカイブを安定的に運用してきた実績を持つ。同館の特筆すべき成果のひとつは、公開している資料画像を原則としてパブリックドメインとした点にある。これにより、年間 100 件以上発生していた画像利用申請に関わる事務作業が 10 分の 1 以下に縮小し、職員の業務負担軽減と利用促進を達成した。

また、都道府県立図書館で長期にわたりサービスを運用するということは、定期的な人事異動が前提となる。この点についても、データベースの運営記録を作製することを検討しており、属人化を避ける持続可能な仕組みを構築しようとしている点も注目される。

6.12 昭和村電子図書館（福島県）：条例施設なし自治体におけるオンライン読書支援（2025 年度報告書、p.107～p.108）

昭和村は、人口約 1,000 人の小規模自治体であり、図書館法に基づく「公立図書館」が存在せず、公民館図書室がその機能を担っている。同村では、地理的・施設の制約をデジタル技術によって克服するため「昭和村電子図書館」を導入した。

本事例の特徴は、マイナンバーカードと連携した「デジタル ID アプリ」を活用し、利用者登録手続きをオンライン上で完結させる仕組みを構築した点にある。これにより、来館す

ることなくオンラインで電子図書館の利用を開始できるようになり、小中学校に対する読書・学習支援をも実現した。このシステムは2名の兼任職員で運用しており、小規模自治体や図書館未設置自治体における新しい読書環境提供モデルとして注目されよう。

7 提言

全国実態調査の結果および12事例の知見を総合し、以下の提言を提示する。本調査が対象とした電子図書館サービスを、特別な事業ではなく基本的なサービスとして位置付けていくことが求められる。国立国会図書館のカレントアウェアネス等の最新情報を活用しつつ、館内研修や知識共有を継続していくことが求められる。

提言1：都道府県によるプラットフォーム提供と圏域連携の推進

本調査からも明らかなように、小規模図書館が単独で電子図書館サービスを導入・維持することは容易ではない。この課題については、都道府県単位でのプラットフォームの提供もしくは圏域での連携が求められる。長野県や群馬県の事例のように、都道府県がシステム費を負担し、市町村が参加できる仕組みを整備すべきである。また、熊本の菊池圏域の事例のように近隣自治体が連携してシステム運用を行うことも選択肢としてあり得る。

提言2：持続可能な組織・運用体制の確立

野田市の事例が示すように、デジタル事業においては特定の職員の情熱や技術が推進力となることが多い。しかし、持続可能なサービスとするためには佐賀県の事例のように持続可能な仕組みを構築していく必要がある。この点、公立図書館に定着したいくつかのサービスと同様に考えられていくべきであろう。その際、新しい人材の輩出やリスクリングのために、司書課程や図書館情報学講座の体制についても検討されるべきであろう。

提言3：利用規約の明示と利活用促進策の推進

電子図書館サービスのうち、図書館自身が構築するデジタルアーカイブを広く活用してもらうためには、利用規約の明示が必要である。未だ多くの図書館で利用規約が未整備である状況は改善されなければならない。その際、佐賀県や大阪市の取り組みが参考になる。また、利活用者促進のための取り組みもまだまだ不十分であることも明確になった。福井県のようなシステム的な整備とともに、諸団体や学校等との連携が重要になる。

提言4：地域資料の再発見とニーズの再構成

デジタルアーカイブ未構築の理由として市区町村の7.1%が「デジタル化するような資料がない」を、30.9%が「利用者のニーズがない」とした。しかし、写真、音声、広告なども収集している愛荘町の事例に学べば、そこにしかない地域資料の再発見は可能であろう。また、利用者やニーズについても改めて検討を求めたい。図書館を利用しない住民や将来世代、地域の情報発信などを念頭に置いたとき、新しい発想が生まれるはずである。

【参考文献】

- 阿児雄之、北岡タマ子、田良島哲、福島幸宏、本間友、山内利秋編『ミュージアムの未来をつくる：博物館情報・メディア論』美学出版、2025 年
- 国立国会図書館『文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究』国立国会図書館、2010 年
- 国立大学図書館協会 学術資料整備委員会 デジタルアーカイブ WG『大学図書館におけるデジタルアーカイブの利活用に向けて』国立大学図書館協議会、2019 年
- 全国公共図書館協議会編『公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する報告書』全国公共図書館協議会、2003 年
- デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』内閣府知的財産戦略推進事務局、2023 年